

# 法人のお客様に関する主な改正を押さえよう

税理士 八木 正宣

## 減価償却制度の見直し

減価償却できる限度額が廃止されることに

今

ます。

償却方法の切替えも可能に

却制度の改正です。まずは減価償却制度の基本的な内容を確認しておきましょう。

減価償却とは、一2年以上の長期にわたって使用される固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって各事業年度において費用配分する手続き」のことをいいます。

例えば、企業が500万円の業務用トラックを購入した場合、こ

のトラックは使用期間にわたって効果が生じるので、取得時に50万円の費用を計上するよりも、トラックの取得に要した支出を、そのトラックの使用可能期間（法

（定耐用年数）にわたって費用として配分するほうが合理的と考えられます。

他方、定率法は、期首の未償却残高に対して一定の率を掛けた額を償却していくという償却法で、償却期間の早い時期に多額の減価償却費を計上でき、年とともに減

この定額法の算式中の「残存価額」は、「取得価額の10%」と定められています。しかし今回の改正で、2007年4月1日以降に取得する減価償却資産については、この残存価額が廃止されるとになりました。

定額法は、毎年一定の額を償却していくという償却法で、現在は次の算式で求めています。

価償却費が減少するという特徴があります。計算式は次のとおりです。

(法定耐用年数に応じた定率法)  
償却率)

また、定率法を採用している場合、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回るときは、償却方法を定率法から定額法に切り替えて、減価償却費を計算

法を採用するかは、基本的に企業が選択できるのですが、1998年4月以降に取得した建物の償却方法については、定額法しか認められていません。

2007年3月31日以前に取得した減価償却資産についても、従来の償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した事業年度の翌事業年度以降、5年間で均等償却ができます。

**償却可能限度額は廃止**

耐用年数を超えて使用する場合、現在は、取得価額の95%（償却可能限度額）を超えて減価償却することはできませんが、2007年4月1日以降に取得する減価償却資産については、償却可能限度額が廃止されることになります。

つまり、取得価額いっぱいに減価償却できることになったのです。ただ、「0円」としてしまうと帳簿から消えてしまふため、備忘価額である1円まで償却できることになります。

2007年3月31日以前に取得した減価償却資産についても、從来の償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した事業年度の翌事業年度以降、5年間で均等償却ができます。

なお、定額法を採用するか定率法を採用するかは、基本的に企業が選択できるのですが、1998年4月以降に取得した建物の償却方法については、定額法しか認められていません。

## こんな説明シートを活用してみよう！

# ★減価償却制度が見直されました

そもそも減価償却とは…

2年以上の長期にわたって使用される固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって、各事業年度ごとに費用配分する手続きのことです。各事業年度に配分された費用のことを「減価償却費」といい、その計算方法には、定額法と定率法があります。



- 2007年4月1日以降に取得する固定資産については  
減価償却のルールがこのように変わります！

		改正前	改正後
定額法	算式	(取得価額 - 残存価額) × 定額法償却率	取得価額 × 定額法償却率
	残存価額	取得価額の10%	廃止
	償却率	1 / 法定耐用年数	1 / 法定耐用年数
定率法	算式	(取得価額 - 減価償却累計額) × 定率法償却率	(取得価額 - 減価償却累計額) × 定率法償却率
	償却率	一定の算式により計算した償却率	定額法償却率 × 2.5
	定額法への切替	不可	一定の場合に認められる
共通項目	償却可能限度額	取得価額の95%	取得価額 - 1円 ※2007年3月以前に取得する固定資産については、償却限度額まで償却した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却が可能

- 改正によって減価償却できる費用がこんなに増えます！

例…500万円の業務用トラックを購入。耐用年数は5年。定額法で減価償却し、償却率は0.200

### 改 正 前

1年目  
 $(500\text{万円} - 500\text{万円} \times 10\%) \times 0.200 = 90\text{万円}$   
2年目  
 $(500\text{万円} - 500\text{万円} \times 10\%) \times 0.200 = 90\text{万円}$   
⋮  
耐用年数を超えて使用する場合でも  
475万円までしか減価償却できない

### 改 正 後

1年目  
 $500\text{万円} \times 0.200 = 100\text{万円}$   
2年目  
 $500\text{万円} \times 0.200 = 100\text{万円}$   
⋮  
耐用年数を超えて使用する場合、  
499万9999円まで減価償却できる

# 相続時精算課税制度の特例の創設

## ▼自社株式の贈与を優遇して事業承継を促進

**近**年、中小零細企業の減少が問題になつております。その大きな要因である廃業・解散の増加を抑制するために、今回、非上場株式に係る相続時精算課税制度の特例が設けられました。まずは、

従来からある相続時精算課税制度の基本的な内容を見ていきましょう。

**相続税を「前払い」する制度**

高齢者の保有する資産を早期に次世代へ移転させて資産の有効活用を促し、経済社会を活性化させるといった趣旨のもと、2003年1月1日以降の贈与から、通常の贈与制度（暦年課税）と選択する形で、相続時精算課税制度が導入されました。

相続時精算課税制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなつたときに、その贈与財産の贈与時の価額

と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、すでに納めたその贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行なうというものです。

生前の贈与税は「相続税の前払い」ということで低くしておいで、相続税課税のときに精算するのです。

この制度を選択すると、250万円までの贈与財産について贈与税が発生せず、250万円を超える部分については一律20%の贈与税だけが発生します。

この制度を受ける要件としては、65歳以上の親から推定相続人である20歳以上の子に対する贈与であることとなっています。

**非上場株式の贈与であれば非課税枠は3000万円に**

今回設けられた特例は、20歳以



- (④) その受贈者が会社の代表者として会社の経営に従事していること
- (③) その他所要の要件を満たすこと
- 要するに、中小企業のオーナー社長が、自社株式を後継者に贈与しやすくすることで、事前の事業承継を促進させることができ、この特例の狙いです。

ここで注意が必要なのは、特例選択時から4年以内に受贈者に代表権を譲り、持ち株および議決権を過半数にするなど、実質的な經營を交替しなければならない点です。したがって制度を利用することは、経営者交代の時期が適当か歳以上の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択することができ、非課税枠も3000万円に拡大されるというものです。

適用を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 会社の発行済株式等の総額が20億円未満であること
- ② 特例選択時から4年を経過するときにおいて、次の(①)すべての要件を満たしていること
- (①) その受贈者が発行済株式等の総

将来、会社が上場するなど、大きな株価の値上がりが見込まれる場合には、節税のメリットが出てくるものと思われます。

数および議決権の50%超を有していること

こんな説明シートを活用してみよう！

## ★相続時精算課税制度に特例が創設されました

そもそも相続時精算課税制度とは…

65歳以上の親から満20歳以上の子への贈与については、2500万円まではその時点で贈与税がかからず、相続が発生したときに、ほかの遺産と合わせて相続税として一括して精算するという制度です。



### ●創設された特例は、事業承継に活用することができます

#### ●特例の概要●

2007年1月1日から2008年12月31日までの間に、20歳以上の推定相続人が取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、60歳以上の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択でき、なおかつ非課税枠も3000万円に拡大される



この特例を活用することで中小企業のオーナー社長が自社株式を後継者に贈与しやすくなります！

### ●特例を利用するには、このような要件を満たす必要があります



発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満であること



特例選択から4年経過したときに、受贈者が発行済株式等の総数および議決権の50%超を有していること



特例選択から4年経過したときに、受贈者が会社の代表者として会社の経営に従事していること



特例選択時から4年以内に代表権を譲らなくてはならないため、経営者交代の時期が適切かどうか、検討が必要です。